

青少年協議会(全体会・部会)の所掌事項について

項目	全体会	部会	
		ユースワーク推進部会	子ども・若者応援補助金審査部会
所掌事項	(1) 地方青少年問題協議会法第 2 条に規定する事務(青少年の指導、育成、保護及び矯正に係る重要事項の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整) (2) 子ども・若者応援事業※ ¹ に関する事項の調査審議 (3) 青少年の健全な育成及び福祉の増進に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの	ユースワークの推進に関する事項の調査審議	子ども・若者応援補助金を活用した補助事業の審査
協議事項※ ² (主なもの)	・子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について ・子ども・若者応援基金の活用方針について ・青少年健全育成事業について ・各年度における新規事業について ・少年補導活動の状況について ・部会の審議内容の報告について	・ユースワークの推進状況について ・ユース交流センターの取組状況、成果と課題	・プレゼン審査の実施方法、選定基準について ・プレゼン審査
人数	25 人	6 人(予定)	5人(予定)

※1 子ども・若者の健全な育成及び福祉の増進を図るための事業で市長が別に定めるもの。

※2 過去の審議事項と今後予定される審議事項の両方を記載。

尼崎市青少年協議会条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、尼崎市青少年協議会（以下「協議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 次項に規定する事項を処理させるため、市長の附属機関として、協議会を置く。

2 協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条に規定する事務をつかさどるほか、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 尼崎市子ども・若者応援基金条例（令和5年尼崎市条例第15号）第1条に規定する子ども・若者応援事業に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成及び福祉の増進に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委嘱等)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民（若者に限る）の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の関係職員

2 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

3 特別委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第8条 協議会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員（特別委員を含む。以下同じ。）で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長はその部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は部会長が指名する。

4 第6条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第10条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員（部会にあっては、その属する委員）以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第11条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員の属する関係地方行政機関の職員及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される協議会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則（昭和42年4月1日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成12年12月26日条例第46号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則（平成13年5月23日条例第24号）

この条例は、平成13年12月1日から施行する。

付 則（平成26年3月10日条例第11号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月9日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の尼崎市青少年問題協議会条例第2条第2項の規定により委嘱され、又は任命された尼崎市青少年問題協議会の委員である者の任期は、なお従前の例による。